

矢吹町交通教育専門員の設置及び運営に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、矢吹町交通教育専門員（以下「専門員」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 本町に専門員を置く。

2 専門員は、本町における交通安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 交通安全教育活動
 - (2) 街頭指導及び広報活動
 - (3) 交通安全関係ボランティア団体の育成、指導
 - (4) その他町長が必要と認める交通安全に関する業務
- (委嘱及び任期)

第3条 専門員は、次条各号に規定する業務を遂行するに足る資質を有すると認められる者のうちから、町長が委嘱する。

2 専門員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務内容)

第4条 専門員は第2条第2項に規定する事項を推進するため、関係機関等と密接な連携を図り、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交通安全教育活動
 - ア 対象 各年齢層にわたり行うこと。
 - イ 場所 保育園、幼稚園、学校、職場、地域等で設定すること。
 - ウ 方法 講義形式、実技形式、その他創意工夫をこらした方法によること。
 - エ 時期 特に交通環境の変化する時期に重点を置くこと。
 - オ 内容 指導教本に添ったものとする。
 - カ 回数 各対象及び場ごとの年間教育計画をたて、年間勤務時間の範囲で実施すること。
- (2) 街頭指導 各季の交通安全時の街頭活動及び路上横断等の際の児童、生徒等の保護誘導活動を主とし、所属長の指示に従い行うこと。
- (3) 広報活動 家庭、学校、職場、地域等それぞれの場に応じた効果的な広報媒体を活用し行うこと。
- (4) 交通安全関係ボランティア団体の育成、指導団体の組織化及び事業内容の充実等に対する働きかけ並びに情報提供を行うこと。
- (5) 交通誘導 祭典及び各種事業開催時における交通の円滑及び安全確保を図ること。
- (6) その他の交通安全活動 第2条第2項第4号に規定する範囲において、町長が必要と認めるもの。

(謝礼等)

第5条 町は、交通教育専門員の活動に対して謝礼等を支払うものとする。

2 謝礼等は、別表1のとおりとする。

3 前項に規定する謝礼等については、毎月25日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の前日）に前月分を支給する。

(被服及び装備品の支給等)

第6条 町長は、専門員に別表2に定める被服及び装備品（以下「支給品」という。）を支給する。

2 専門員は、勤務に際しては、原則として、前項の支給品を着用しなければならない。

(解嘱)

第7条 専門員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解職されることがある。

- (1) 専門員としての能力又は適性を著しく欠く場合
- (2) 精神又は身体に著しい障害があるため職務に耐えられない場合

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門員に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

内容	謝礼等の額
謝礼	1 時間につき1,200円 1 活動時間は1時間単位とする。 2 本人への支払いは、謝礼額から所得税を控除した金額を振込により行う。
費用弁償	第4条第1号、第4条第3号、第4条第4号、第4条第5号及び第4条第6号の業務に従事するときは、1回につき500円を支払う。

別表2（第6条関係）

品目	員数	使用期間（年）
制服上下（冬）	1 着	3
制服上下（合）	1 着	3
盛夏衣	1 着	3
外とう（冬）	1 着	3
外とう（合）	1 着	3
ネクタイ	1 本	1
帽子（ヘルメット）	1 個	3
白帯革	1 本	3
半長靴	1 足	3
ゴム長靴	1 足	3
雨具（上下）	1 着	3
警笛	1 個	3
手袋	1 双	1
襟章	2 個	3